令和元年度 第2回 千葉市バリアフリー基本構想推進協議会 議事録

- 1 日 時 令和2年2月10日(月) 10:00~11:40
- 2 場 所 千葉市総合保健医療センター 5階 大会議室
- 3 出席者 《委員》20名(代理出席3名)

藤井敬宏会長、岩井阿礼副会長、松野由希委員、髙梨園子委員、名取信子委員、大石千惠委員、大里千春委員、髙木登世美委員、深井貴幸委員、小川良一委員、常住昭嘉委員、斯波恭太郎委員、梶田啓介委員、澤宏幸委員、小林清悟委員、佐藤ひとみ委員、浜田恒明委員、竹本和義委員、斉藤平委員、青木俊委員(代理出席:寶木原裕充様、田中徹様、太田良照寿様)(欠席者:大川敦委員、成田斉委員、植竹昌人委員)《事務局》4名

飯島成行課長、大木戸課長補佐、勝地康裕主査、岡田泰幸主事

4 議事次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 報告事項 バリアフリー基本構想等の策定に向けた基本方針(案)にかかる意見 照会の結果について
- (3) 議題第1号 バリアフリー化の目標と基本的な方向(案)等について
- (4) 議題第2号 今後の検討スケジュールについて

5 配付資料

- 次第
- ・協議会委員名簿・席次表
- ・資料1 バリアフリー基本構想等の策定に向けた基本方針(案)にかかる意見照会の結果について
- ・資料2 基礎調査 概要報告 (更新版)
- ・資料3 バリアフリー化の目標と基本的な方向(案)等について
- ・資料4 今後の検討スケジュールについて
- ・補足資料1 重点整備地区の選定の考え方(案)
- ・当日配付資料 ヘルプマーク啓発チラシ
- ・当日配付資料 パラスポーツ講演会のご案内

6 議事の概要

(1) 報告事項 バリアフリー基本構想等の策定に向けた基本方針(案)にかかる意見 照会の結果について

意見なし。

- (2) 議題第1号 バリアフリー化の目標と基本的な方向(案)等について バリアフリー化の目標と基本的な方向について事務局から説明し、了承された。 また、その他に以下の内容があがった。
 - ・整備として、既存部分の維持管理についても取り組むことが望ましい。
 - ・路線バスのノンステップ化や音響式信号機の設置を進めるだけでなく、当事者へ の情報提供も重要である。
- (3) 議題第2号 今後の検討スケジュールについて 今後の検討スケジュールについて事務局から説明し、了承された。
- (4) 情報提供等 以下の内容があがった。
 - ヘルプマーク、ヘルプカードの啓発
 - ・パラスポーツ講演会の案内
 - ・JR 駅無人化に対する車椅子団体の訴訟
 - ・タクシーの乗車拒否について

<会議録>

1 開会

【事務局】

定刻となりましたので、これより「令和元年度 第2回千葉市バリアフリー基本構想推進協議会」を開催致します。

本日は、大変お忙しい中、お集まり頂きありがとうございます。

私、本日の司会進行を務めさせて頂きます、交通政策課の大木戸でございます。よろしく お願い申し上げます。

本日は、委員 23 名中、委員 20 名また、代理出席者 3 名の出席を頂いており、過半数に達しておりますので、千葉市バリアフリー基本構想推進協議会設置条例第7条第2項により、本会議は成立していることをご報告申し上げます。

また、議事の公開につきましては、「千葉市バリアフリー基本構想推進協議会議事運営要綱」により公開するとなっております。本日は1名の方に傍聴頂いております。

それでは、お手元に配付してございます資料の確認をさせて頂きます。

次第、委員名簿、座席表、資料1「バリアフリー基本構想等の策定に向けた基本方針(案)にかかる意見照会の結果について」、資料2「基礎調査 概要報告(更新版)」、資料3「バリアフリー化の目標と基本的な方向(案)等について」、資料4「今後の検討スケジュールについて」、補足資料1「重点整備地区の設定の考え方(案)」、また、高齢障害部より「ヘルプマーク」に関するチラシ、千葉商工会議所よりパラスポーツ講演会のご案内を配付してあります。

配付漏れはございませんでしょうか。

それでは、初めに、当協議会の会長である日本大学理工学部教授 藤井敬宏様よりご挨拶 をお願いいたします。

2 会長挨拶

【藤井会長】

おはようございます。本日はバリアフリー基本構想の改定に向け、まち歩きやその後の意 見照会の結果を受けて、基本的な方向性を示すということです。今後基本構想を作成するに あたっての重要な事項について、合意をいただいて進めていきたいと思います。

私が関わっている市原市のバリアフリー基本構想推進協議会では、基本構想策定後に PDCA を回して確認する取組を行っています。例えば、警察から音響式信号機が生活関連 経路のどこに設置されたのかという情報を共有し、実際に障害者に届くようにという活動 を進めています。このように、協議会は各事業者の取組みを市民に繋げる重要な機会です。

千葉市でも、今回検討するバリアフリー化促進の方向性が市民にどう届くか、どう改善されて市民の暮らしやすさに繋げていけるかを考えていきたいと思います。

会議は2時間を予定しています。12時には終了できるよう、スムーズな進行にご協力を お願いします。

3 委員紹介

【事務局】

ありがとうございました。

続きまして、人事異動に伴い、新たに委嘱された委員の方をご紹介します。千葉県警察本 部千葉市警察部総務課長 小林清悟様でございます。

続きまして、代理出席の方をご紹介いたします。東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部 企画室課長 大川敦様でございますが、欠席とのご連絡を受けており、本日は代理の寶木原 裕充様でございます。

千葉県バス協会専務理事 成田斉様でございますが、欠席とのご連絡を受けており、本日は代理の事務局長 田中徹様でございます。

千葉県警察本部交通規制課長 植竹昌人様でございますが、欠席とのご連絡を受けており、本日は代理で交通規制課警部補 太田良照寿様でございます。

4 事務局紹介

【事務局】

続きまして、事務局を紹介させて頂きます。

交通政策課長 飯島成行でございます。

交通政策課 勝地康裕でございます。

交通政策課 岡田泰幸でございます。

それでは、これからの議事進行につきましては、会長にお願い致します。

5 報告事項

【藤井会長】

それでは、まず初めに昨年末に事務局より、委員の皆様に照会いたしました、「バリアフリー基本構想等の策定に向けた基本方針(案)にかかる意見照会の結果について」、報告となります。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

報告事項「バリアフリー基本構想等の策定に向けた基本方針(案)にかかる意見照会の結果について」ご説明致します。

お手元の資料1をご覧ください。

こちらは、昨年12月末に事務局から委員の皆さまに、現在、本市が考えている方向性等 について書面による意見照会を行い、いただいたご意見及び対応方針を整理したものとな ります。 【基本方針(案)に係る意見】としては、2点ございます。

1点目は、資料3の5ページ、「バリアフリー化の目標と基本的な方向」の改定案の一覧表をご覧いただきますと、中段に「3. やさしさの文化をはぐくむまちづくりを目指します。」という項目がございます。

こちらの真ん中に記載しております【改定案】について、「③障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を踏まえ、多様な利用者が安心して施設を利用できるよう、各事業者におけるソフト対策や人的対応の充実を図ります。」としております。

修正前は「各事業者による」としておりましたが、そこまで強く踏み込んで書けるのかという、ご意見を踏まえ修正しております。

2点目は、「計画段階から意見を募ることのできる仕組み作りが必要」というご意見がありました。資料3の5ページの、「4.連携と協働により、ともに築くまちづくりを目指します。」という項目において、こちらの真ん中に記載しております【改定案】について、その旨を新たに追加しております。

具体的な方法に関しては、今後検討していきたいと思います。

次に、【その他意見】について、簡単ですがご紹介させていただきます。

1点目、昨年末の意見照会の時に、基礎調査概要報告としてバリアフリー化の状況をお伝えしておりました。報告内容において「75%ほどのバリアフリー化が推進されているようだが、実際に利用している者にその実感がないのはどうしてか。」というご意見がございました。こちらについては平成24年に現基本構想が改正されてから、市内の鉄軌道駅や道路のバリアフリー化は進んではいるものの、国等の基準に基づいた整備だけでは、実感につながっていないこともあることが、昨年に開催しました"地域懇談会"や"まち歩き点検"の参加者意見を通して、把握できました。今後は、計画段階から利用者意見を取り入れる機会を設け、各事業者によるバリアフリー化に努めていきたいと考えております。

この他、2点目から8点目のご意見に関しましては、議題1号の中で対応方針をご説明しますので割愛させていただきます。

次に、2ページの下段、「生活関連経路の設定にあたっては、生活関連施設までの移動手段の実態や道路環境を十分に考慮すること」とのご意見がございました。

今回、新たに生活関連施設と経路の定義、設定の考え方を示し、生活関連経路として指定 すべき路線を示します。具体の経路の位置づけの設定に関しては、道路管理者による道路特 定事業計画を作成する上で、実情に沿った整備目標・水準を設定していくものとします。

こちらで、資料1のご説明は以上になります。

資料2に関しては、昨年末の意見照会の時に配布しました基礎調査概要報告から、追加などを行ったものとなります。追加した内容は次の通りです。2ページ下段に"エスコートゾーンの設置数"を追加、3ページには"公共施設等のバリアフリー状況"を調査し、追記しております。

なお、"公共施設等のバリアフリー"状況のうち、トイレについては、各区役所や保健福祉センターで、多機能トイレは設置されているものの、オストメイト対応にはなっていない施設がいくつかあるといった状況となっております。

またエレベーターについては、市民センターにおいて平屋構造等で上下移動がない施設がありますので、その場合は【必要なし】と記載しております。

報告事項の説明は以上となります。

【藤井会長】

意見照会でいただいたご意見の内容を踏まえて、資料3の基本構想改定に向けた基本方針(案)等について変更を行った点について説明をいただきました。

報告事項「バリアフリー基本構想等の策定に向けた基本方針(案)にかかる意見照会の結果について」何かご意見等はございませんか。

ご意見がないようですので、報告事項ということで議事を進めたいと思います。

6 議題①バリアフリー化の目標と基本的な方向(案)等について

【藤井会長】

それでは、次の議題に入りたいと思います。

議題第1号「バリアフリー化の目標と基本的な方向(案)等について」です。こちらについては、資料の量が多いので、各節ごとに意見交換等の時間を設けたいと思います。それでは事務局より、まずは「1. 基本構想改定に向けた基本方針(案)」について説明をお願いします。

【事務局】

議題第1号「バリアフリー化の目標と基本的な方向(案)等について」ご説明致します。 お手元の資料3をご覧ください。

大きく3つの章に分かれており、

- 1. 基本構想改定に向けた基本方針(案)
- 2. 生活関連施設・経路と地区設定(案)
- 3. バリアフリー化促進の考え方について

となっております。

まず初めに、第1の章となります「基本構想改定に向けた基本方針(案)」からご説明します。

昨年末の意見照会の時に同様の資料を送付させていただきましたが、本市基本構想改定 に向けた基本方針となることから、改めてご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

「基本構想改定に向けた課題」についてでございます。

平成20年8月に「千葉市バリアフリー基本構想」を策定してから11年、平成24年7月に改正してから7年が経過しております。この間、重点整備地区内においては公共交通機

関、道路、交通安全施設等のバリアフリー化を進めてきました。

現行のバリアフリー基本構想は、次年度の令和2年度末に目標年次を迎えるため、基本構想の改定とともに、さらなるバリアフリー化を推進するにあたり、現状の評価及び課題を以下に整理します。

「(1) 道路特定事業等の継続的な推進及び生活関連施設・経路の見直し」についてでございます。

現基本構想に基づき事業管理を行っている道路特定事業計画では、整備率は 86.5%となっており、着実に整備が図られているが、一部未完了の事業もあり、今後も継続的に整備を推進する必要があります。

また、現基本構想では、実際の利用状況と必ずしも合致しない生活関連施設・経路が設定されている状況があります。

そのため、不特定多数の高齢者、障害者等が利用する施設や徒歩で利用される経路を再設 定し、これに基づいてバリアフリー化の推進を図る必要があると考えております。

次に、「(2)生活関連施設における、具体的な特定事業の設定および推進」についてでございます。

現基本構想では、具体の生活関連施設名やそこに対する具体的な事業を位置づけておらず、一部の施設で各事業者による個別の取組みは進んでいるものの、建築物・公園等を含めた面的・一体的な整備推進が図られているとは言えない状況となっております。

そのため、今回の改定では、建築物・公園等の生活関連施設も含め、利用者意見を反映した具体的な特定事業の設定を行い、継続的な推進・進捗管理等を図っていく必要があると考えております。

次に、「(3)改正バリアフリー法の枠組みを活用した地区設定の見直し」についてでございます。

現基本構想では18の重点整備地区を設定しておりますが、今後、建築物・公園等も含めた面的・一体的な整備推進を図る上では、協議会や関係機関等の検討や調整などの負荷の増加も勘案し、より重点的に取組むべき地区を明確にする必要があると考えております。

改正バリアフリー法で新たに設定された枠組みを活用し、「重点整備地区」と「促進地区」 を再設定することにより、より効率的・効果的に整備推進を図ることが求められております。 なお、現在実施している道路特定事業計画につきましては、地区設定の見直し後も引き続き、バリアフリー化を進めて行く必要があると考えております。

2ページをご覧ください。

「(4)適切な段階での市民意見の反映機会の確保(計画段階からの参加)」についてでございます。

これまでは利用者の意見を求める機会について、明確に定められているものがないため、 今回の改定にあたり、特に重要度の高い事業に際し、計画段階、設計・整備段階、整備後の 段階などで適切に利用者の意見を反映するため市民参加の考え方を示していきたいと考え ております。

「(5) 社会背景の変化に合わせた新たな課題への対応」についてでございます。

こちらは現基本構想策定以降、関係法令等の改正などがございまして、バリアフリー施策 を取り巻く社会背景も変化してきております。

そのため、これらの変化を取り込んだ基本方針・目標等を再設定し、各事業者の取組等へ 反映させていく必要があると考えております。

最後に、「(6) 着実な進捗状況把握・評価の枠組みの設定によるスパイラルアップ」についてでございます。

これまでバリアフリー化の進捗状況把握・評価に関して、事業推進段階における協議会の 開催や進捗状況把握の機会が設けられておりませんでした。

今回、改正バリアフリー法においても定期的な進捗状況把握・評価を行う必要性が示されたことも踏まえ、今回の改定の中で、推進プロセスについて示す必要があると考えております。

3ページをご覧ください「改定に向けた基本的な考え方」についてでございます。今後の 計画づくりの考え方を、ご説明させていただきます。

現基本構想は、重点整備地区において定めることとされている「特定事業・その他の事業」 を具体的には定めておりません。

また、改正バリアフリー法における促進方針で定めるべき事項については、ほぼ網羅しているため、促進地区として位置づけることが可能となっています。

本ページ下段、「本市におけるバリアフリー基本構想の改定イメージ」をご覧ください。 左側の図、現基本構想において、それぞれの重点整備地区に対して、【道路特定事業計画】 及び【交通安全特定事業計画】については作成されておりましたが、その他の特定事業であ る【公共交通】、【建築物】、【都市公園】、【路外駐車場】については、具体的な計画がござい ません。

そこで、今回は右側の図のように、現基本構想で定めている重点整備地区の範囲は、原則としてすべて改定案における促進地区として位置づけ、引き続きバリアフリー化を促進する対象とし、現在の実態に合わせて生活関連経路・地区境界の再設定を行いたいと考えております。

さらに、立地適正化計画や今後予定される都市基盤整備事業など、市の各政策との整合を図りつつ、地域懇談会、まち歩き点検ワークショップ等での高齢者・障害者からの意見・課題等を踏まえ、全市的なバリアフリー化促進に向けた方針を示すとともに、特に重要性が高く、具体的な特定事業や、その他事業の見通しが立った地区については促進地区から重点整備地区に位置づけを変え、さらなるバリアフリー化を進めて行きたいと考えております。

これら改定に向けた基本的な考え方、及び意見照会結果を踏まえ、改正バリアフリー法に基づく「千葉市バリアフリーマスタープラン」としてとりまとめ、令和2年度末に策定することを目指して検討を進めていきます。

4ページをご覧ください。こちらの図では、バリアフリー基本構想の改定に向けた検討の 流れを表しております。

"地区設定の検討"から始まり、"生活関連経路・生活関連施設・地区境界の設定"、"バリアフリー化の促進に向けた配慮事項の検討"を踏まえ、「重点整備地区」及び「促進地区」の検討を行います。

重点整備地区については、赤の破線で囲んでいるように、課題を整理するにあたり、利用者等と詳細なまち歩き点検等を実施するとともに、地区部会で利用者や事業者とともに情報の共有や、具体的な内容の協議、地区内の各特定事業者との調整を実施する必要があります。

最終的に、これらをとりまとめ、令和2年度に「千葉市バリアフリーマスタープラン」を 策定したいと考えております。

「次にバリアフリー化の目標と基本的な方向の改定案」についてです。

これまでご説明した考え方を踏まえ、現基本構想における「バリアフリー化の目標と基本的な方向」の改定案を示しております。

5ページをご覧ください。一番左の欄が【現基本構想におけるバリアフリー化の目標と基本的な方向】、中央の欄が【改定案】、右の欄が【改定案への変更理由】を記載しております。

朱書き部分は、改正バリアフリー法及び障害者差別解消法に基づくもの、また地域懇談会やまち歩き点検ワークショップの参加者意見から、現基本構想におけるバリアフリー化の目標と基本的な方向に、追加・修正したものとなります。

中段、「3のやさしさの文化をはぐくむまちづくりを目指します。【心のバリアフリー、意識の向上】」においては、赤字で示しております、②障害への理解や配慮、手助け・声かけの動機づけとなるような取り組みに努めること。③障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を踏まえ、多様な利用者が安心して施設を利用できるよう、各事業者におけるソフト対策や人的対応の充実を図ること。など関連法令を基に追記・修正しております。

また、「4の連携と協働により、ともに築くまちづくりを目指します。[市民との連携、市民参加]」においては、地域懇談会やまち歩き点検ワークショップでの参加者意見を踏まえ、こちらも赤字で示している、③市民参画により計画段階からの利用者意見を取り入れる機会を設けること。を追記しております。

最後に、「7の社会背景の変化に合わせた継続的な改善を目指します。[スパイラルアップ]」においては、計画策定後も進捗管理や評価等を行っていくことを明記するため、赤字で示します、事業の進捗状況や社会背景の変化を踏まえ、さらに移動しやすく利用しやすいまちとなるよう、継続的な改善を図ることを追記しております。

「第1章となります、基本構想改定に向けた基本方針(案)」の説明は以上となります。

【藤井会長】

ご説明ありがとうございました。基本構想改定に向けた課題を整理したうえで、改定に向

けた基本的な考え方、バリアフリー化の目標と基本的な方向の改定案についてご説明いた だきました。

ここまでで、何かご意見等はございますでしょうか。

【大石委員】

整備に関する説明が多かったように感じましたが、「整備」という言葉には新しい整備だけでなく、既存の施設の維持管理も含んで頂きたいです。私たちも誘導用ブロックのぐらつきや破損を見つける度に改善をお願いしていますが、なかなか改修されないのが現状です。また、駅の多機能トイレは頻繁に利用するものではありませんが、体調の悪い時には必要です。いざという時に利用できないことがないよう、既存施設の維持管理について留意してほしいと思いますが、そのような内容も含むと考えてよいのでしょうか。

【事務局】

今回の検討にあたっては道路事業者にも意見を伺う機会がありますので、既存部分の維持管理についても取組んでいただく方針とするようご意見を伝えていきます。

【藤井会長】

今回検討している基本構想等は、障害者等がシームレスに外出できるよう方向性を示す ものです。新規整備も大事ですが、今利用者が困っている状況についての意見も共有できる 仕組みが大事です。現状の課題、将来の目標のそれぞれに対応していくよう取り組んでいた だきたいと思います。

その他にご意見がなければ総論については合意いただいたということで、各論の内容に 入っていきたいと思います。

生活関連施設・経路と地区設定(案)について説明をお願いします。

【事務局】

それでは、6ページをご覧ください。「第2章となります、生活関連施設・経路と地区設定 (案) についてご説明します。

「1の地区設定(案)」につきましては、①原則として、現行重点整備地区は改正バリアフリー法に基づく促進地区と読み替え、引き続きバリアフリー化を推進する地区として位置づけます。②立地適正化計画との整合に留意し、各促進地区は各都市機能誘導区域を含むエリアとして設定します。③現行重点整備地区において隣接する地区が重なり合っている部分については、移動の連続性に配慮しつつ、地区の境界を精査し、道路や河川など明確な境界線で区切りなおします。

以上の考えのもと、地区の再設定を検討した結果が右側の一覧表となります。

各地区の変更点等についての、概要もまとめております。

また、今回の設定(案)にもとづき、地区設定を検討すると、市内の団地(大宮台団地、 こてはし台団地、さつきが丘団地、花見川団地)についても、促進地区の対象となるため、 対象地区を追加しております。

本ページの左側中段に戻りまして、この対象地区22地区から、今後、優先して重点整備

地区として設定する地区について、設定の考え方(案)をご説明させていただきます。

重点整備地区の設定については、①地区の位置づけ、②生活関連施設の分布状況、③公共 交通の状況、④人口分布などの指標やデータに基づく設定を考えております。

重点整備地区の設定の考え方については、補足資料1をご用意しましたのでご覧ください。

今後、重点整備地区の設定にあたり、まずは前提となる事柄を説明します。

重点整備地区の設定は、公共施設や、大規模店舗、病院などの建築物特定事業の位置づけなどの事業量が多く、平成20年8月のバリアフリー基本構想策定当初には具体的な事業が設定されていなかったことを考慮すると"大々的な見直し"となります。

なお、公共交通や都市公園なども含めて6つの事業について、調整や進捗管理等が重要に なってきますので、各関係事業者と密に連携しなければならなりません。

さらに、地区内のバリアフリーにおける課題について深度化して調査するためには、より 細かくまち歩き点検ワークショップを実施し、利用者の意見を十分に踏まえた上で、利用者 や事業者等で構成を予定している地区部会において協議を進めていく必要があります。

これらを踏まえると、次年度においては、「新たな重点整備地区(モデル)」として、地区を限定して、検討を進める必要があると考えております。

なお、その他の地区においては、『新たな重点整備地区(モデル)』の検討結果を鑑みて、 順次、重点整備地区への設定を検討していきたいと考えております。

また、重点整備地区の設定にあたっては、実際の整備の段階などを考慮すると、都心に偏りがないように各区のバランスや、立地適正化計画等との整合にも留意し、検討する必要があると考えております。

これらを踏まえ、①地区の位置づけ、②生活関連施設の分布状況、③公共交通の状況、④ 人口分布などの指標やデータを基に選定していこうと考えております。

設定にあたっては、①地区の位置づけから、立地適正化計画において【都心】、【重要地域拠点】として位置づけられている、"千葉都心地区"、"海浜幕張地区"、"蘇我地区"、"鎌取地区"、"都賀地区"、"稲毛地区"、"幕張地区"の7地区を候補として選定する考えでおります。

本協議会での意見等を踏まえつつ、本年5月に予定しております第3回バリアフリー基本構想推進協議会に、『新たな重点整備地区(モデル)』案を提示し、決定したいと考えております。

続いて、2の生活関連施設・生活関連経路の設定について、基本的な考え方をご説明します。7ページをご覧ください。こちらは、各地区内の生活関連施設の設定について、基本的な考え方を整理したものとなります。

「生活関連施設の設定」にあたっては、現行の生活関連施設を基本に、施設種別ごとに再整理し、設定根拠を明確にした生活関連施設(新案)を設定し、また、・旅客施設等を中心に、"半径 500m 圏内"、"半径 500m~1 km 圏内"、"半径 1 km 以上"ごとの移動特性を踏

まえて、距離に応じて生活関連施設の設定ルールを整理しようと考えております。

次に、生活関連経路の設定でございます。

原則として既存の生活関連経路を継続しますが、新案で生活関連施設の対象とならない 施設や、当該施設が移転等でなくなった場合の経路は削除します。

追加する生活関連施設への経路は、原則として既存の経路から分岐させて設定します。 隣接する重点整備地区間を結ぶ路線は、ネットワークの連続性を考慮し設定します。

生活関連経路については、3つの性格を持つ経路を選定し設定します。具体的な内容は、①地区の幹線的な道路であり、歩行者ネットワークの根幹となる経路、②生活関連施設間を結ぶネットワークを構成する経路、③バス停留所から生活関連施設間の利用を想定する経路(鉄道駅からの徒歩利用を想定しない概ね 1km 以上離れている施設への経路)です。

なお、整備目標・基準については、今後、道路特定事業計画において検討をしていきたい と考えております。

これまでご説明しました生活関連施設及び生活関連経路の考え方に基づき、検討対象地区である22地区について、図面上で整理したものが8ページから32ページとなります。

全地区について、変更点等をすべてご説明するのはお時間の関係上難しいので割愛しますが、13ページの"6.千葉都心地区"を1例としてご覧ください。14ページに示しました一覧表の通り、この地区だけで、旅客施設は15箇所、公共施設や宿泊施設、公園等を含めると100施設ものものが生活関連施設の対象となります。

また、生活関連施設の移転等に伴い、経路の変更や新規追加したものも整理をしております。

各地区内の見直しについては、このような作業の後、詳細なまち歩き点検や関係者などに よる地区部会などを行い進めていきたいと考えております。

以上で、第2章となります、「生活関連施設・経路と地区設定(案)」の説明となります。

【藤井会長】

ここまでで、何かご意見等はございますでしょうか。

【大石委員】

生活関連施設について、個人的に生活に関連する施設を考えると、自宅からバス停、自宅から公民館までというように感じますが、生活関連施設というのはどの部分を指すのでしょうか。

【事務局】

生活関連施設についてご紹介させていただくと、旅客施設、公共施設、集会施設、福祉施設、病院、文化・教養施設、大規模店舗、宿泊施設、公園があります。これらを生活関連施設に位置づけて、これらを繋げる経路を生活関連経路に設定しています。

【藤井会長】

その他、ご意見等はございますでしょうか。ないようですので進めさせていただきます。

【事務局】

それでは 33 ページをご覧ください。第3章となります、「バリアフリー化促進の考え方について」について、ご説明します。

こちらは、施設ごとのバリアフリー整備の基準や、ガイドライン、条例等の、一覧表になります。バリアフリー整備にあたっての基準となるものです。

続いて、34ページをご覧ください。バリアフリー化の促進に向けた配慮事項でございます。34ページ以降については、施設ごとの具体的な配慮事項を記載させていただきました。こちらは、昨年実施いたしました地域懇談会やまち歩き点検ワークショップの中で、利用者から現状の課題や意見等を収集し、その中から特に意見が多かった内容を施設ごとにバリアフリー化の促進に向けた配慮事項として整理したものになります。

施設整備においては、構造上の制限や財源等、さまざまな課題があると思いますが、可能な限りこれらの配慮事項を踏まえた整備が望ましく、施設管理者や関係機関と連携し、整備手法等についても協議しながら、各施設のさらなるバリアフリー化を検討していきたいと考えております。

あわせて、人による対応や心のバリアフリーの促進などのソフト対策の推進についても項目として記載しております。時間の関係上、それぞれの説明は割愛しますが、34ページからは公共交通のバリアフリー化、37ページからは、道路のバリアフリー化、39ページは信号機等のバリアフリー化、40ページからは、建築物のバリアフリー化、46ページからは都市公園のバリアフリー化についての配慮事項が記載されております。今後、地区内の事業者と具体的に調整をしていく際は、こういった項目を配慮事項として提示しながら、バリアフリー化を進めて行きたいと考えております。

以上で議題第1号「バリアフリー化の目標と基本的な方向(案)等について」のご説明を 終わります。

【藤井会長】

公共交通など個別の特定事業に繋がる内容についてご紹介いただいています。

ここまでの事務局からのご説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。また、 議題第1号の「バリアフリー化の目標と基本的な方向(案)等について」全体を通して、何 かご意見等はございませんか。

【大石委員】

路線バスにはノンステップとワンステップがあります。視覚障害者はワンステップでも 使えますが、車椅子使用者はあらかじめ時刻表でノンステップかワンステップか調べてい くと伺っています。いずれは全てノンステップになるのでしょうか。

信号機については、全て音響式にしてほしいと感じます。音響時間には制限があり、早朝 出勤時に音響が止まっていて事故にあったという例もあります。フル稼働してほしいです が、年中鳴っていてはうるさいという意見もあるため、シグナルエイド対応の信号機を増や してほしいとお願いに上がっています。しかしながら、シグナルエイドの所有者が何人いる のかということから、なかなか実現しない状況です。スマートフォンで音響式が作動するような開発をしているようですが、高齢者が対応できるかは疑問があります。

新しいものを作る際にどこまで取り入れるかは、バリアフリー上は難しい課題があるため、当事者と真剣に意見交換をして進めていただきたいと思います。

【藤井会長】

まず事務局より回答いただき、可能な内容について事業者よりご説明お願い致します。

【事務局】

平成 29 年度においてノンステップバスは 715 台中 484 台、ワンステップ 231 台、ということで 7 割近くがノンステップバスとなっているようです。

現行の基本構想では、ノンステップバスなどバリアフリー化した車両への代替を促進していくことを位置づけており、バス事業者へ市も支援を検討しつつ、協議を進めていきたいと考えています。

【成田委員(代理:田中様)】

先ほど説明がありました通り、各事業者においてバス車両のノンステップ化を進めており、導入率7割まで達しています。

各事業者それぞれ苦慮されている部分もあり、経営状況をにらみながら導入を進めています。いつ100%になるということは申し上げにくいですが、各事業者が努力していることをご理解いただきたいと思います。今後、今より減るということはありません。

【藤井会長】

バスに関しては GTFS というオープン化されたデータで、事業者、自治体が中心となって google などを活用してロケーション情報を提供し、スマートフォンで何時にバスが来るのか確認できるようになってきています。ノンステップ化が 100%に至るまでは、高齢者、障害者には情報を活用していただくことも必要となりますのでご理解いただきたいと思います。

信号機については全国共通の課題になっています。警察庁では信号機を減らす方向性が 打ち出されており、それが本当に安全か、懸念している状況です。

視覚障害者が安全に横断するための手段として、音響式信号機や青時間延長機能が取り 入れられています。これらが全て同じ運用になっていれば安心できますが、そうなってはお らず、過渡期になっています。

市原市では、どこにどのような信号機が設置されているかという情報を開示しています。 視覚障害者は脳内地図が出来上がっているため、その地点の情報を更新できるようにしよ うという取組です。

音響式信号が時間で運用されている場合は、時間によっては使えない可能性があるという問題もあります。このような点も含め、視覚障害者に直接情報が届く仕組みをつくることが重要です。

現状ではこのような仕組みづくりがきちんとできていない自治体がありますが、警察か

らのデータが自治体のバリアフリーの取組の中にうまくマッチングしていないことが課題です。

非常に多くの施設があり全て音響式にすることは難しいため、千葉市ではまず、生活の中で認知していただく啓発、個別情報の提供方法を検討いただきたいと思います。とても難しい問題ですが、事務局としてはこのような意見があることを強く受け止めてほしいです。

道路整備率 86.5%というのは良いのかどうか、また、その他意見で、バリアフリー化が 進んでいるという実感が持てないという意見があります。

市原市では、市民の方に意識啓発をする前に、市の職員の意識を高めるということで、市の生活関連施設の全職員への追跡調査を行う研究を2年間行いました。来訪者への手助けの行動ができたか学生がチェックするものです。結果として、建物のバリアフリー整備率が90%以上では声かけの回数が減少し、70%以下では声かけの回数が増加しました。建物内だけ見ても、9割方の整備が進まなければ来訪者への障害は生じているということが確認でき、ハード面の改善は進まなくても、障害となるところを職員が共有して、対応を考える必要性が見えました。

建物外では、連続性が担保されていなければなりません。内部では市の職員が対応できますが、屋外で一般の方がフォローできるような教育はできていません。

このようなことを考えると、整備率を高めるだけでは実感を得ることは難しいため、様々な関係団体から、どのようなサポートを得たいか、事務局に伝えていただけるとよいと思います。

それでは、反対意見は出ていないようですが、本日の議案について、この方向性でご承認 いただけるか、挙手をいただきたいと思います。

議題第1号「バリアフリー化の目標と基本的な方向(案)等について」承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員ですので、議題第1号「バリアフリー化の目標と基本的な方向(案)等について」、 原案どおり承認致します。

7 議題②今後の検討スケジュールついて

【藤井会長】

続きまして、議題第2号「今後の検討スケジュールついて」事務局より説明をお願いいた します。

【事務局】

議題第2号「今後の検討スケジュールについて」ご説明致します。

お手元の資料4をご覧ください。

今年度、実施した基礎調査、地域懇談会やまち歩き点検を踏まえ、千葉市バリアフリー基本構想等の策定に向けた課題や考え方を整理し、促進地区及び重点整備地区の設定やバリ

アフリー化促進の考え方を今回お示ししました。

今後の予定としては、今年度末までに事務局にて地区別のバリアフリー方針、推進・評価 の考え方を検討し、その結果を基に、来年度5月に第3回協議会の開催を予定しています。

引き続き、令和2年度には重点整備地区の設定や、具体的な特定事業の検討や調整を行い、 パブリックコメントを経て、令和3年3月頃に策定する予定です。

裏面2ページをご覧ください。

検討組織の体制や、活動目的等を整理したものです。記載のとおり、本協議会を筆頭に、 活動目的に応じた組織や活動、参加者の構成を考えております。

次年度については、赤い線で囲まれた部分を新たな取組みとして、準備を進めていく考えでおります。

以上、議題第2号「今後の検討スケジュールについて」の説明を終わりとさせていただきます。

【藤井会長】

只今の説明について、ご意見等はございますか。

無いようですのでお諮りします。

議題第2号「今後の検討スケジュールついて」承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員ですので、議題第2号「今後の検討スケジュールついて」、原案どおり承認致します。

以上で、本日の議題は終了となります。

8 情報提供等

【藤井会長】

本日はヘルプマークとパラスポーツ講演会のご案内があるようですので、お願いします。

【佐藤委員】

オリパラに向けた環境整備等において、障害のある方もない方も外出しやすい社会になっています。

ハードだけでなくソフトのバリアフリー、いわゆる心のバリアフリーがより求められる 時代になっていることから、市ではストラップ型のヘルプマーク、県ではヘルプカードを配 布しています。

災害時や日常生活で困った時に配慮を求めることのできるマークとして普及を進めています。

皆様も見かけたときにはぜひとも手助けをお願いしたいと思います。

市政だより令和元年 12 月号でヘルプマーク、ヘルプカードについての特集記事を掲載しておりますのでご確認いただければと思います。

ヘルプマークについては昨年県よりいただき、各区の保健福祉センター、高齢障害支援課、健康課、障害者自立支援課、ふれあいの家、障害者相談センター、障害者福祉センター等で配布していますので、周りに付けたほうがいい方、どこでもらえるか分からないという方がいればご案内いただきたいと思います。

この場をお借りして簡単ですがご紹介させていただきました。

【大石委員】

ヘルプマークを付けて歩いています。

小学校の福祉講話では、ヘルプマークを見せて、付けている方には声をかけてくださいね、 と PR しています。

ソフト面では、JR の職員に介助をお願いしていますが、とてもよく介助していただいています。新幹線から在来線まで介助していただき一人旅も可能です。友人に伝えたところ、一人で島根の同窓会に行くことができたと大変喜んでおりました。JR では「声掛け運動をしましょう」というアナウンスもされています。声を掛け合ってという点で良くなっていくと感じており、ありがたいことだと思っています。

【高梨委員】

千葉商工会議所女性会ではオリパラが幕張メッセで実施されることから、レガシーと考えると良いチャンスということで、機運醸成として共生社会に影響を与えられるよう事業を重ねてきました。

この度はパラスポーツの成功に向け、「共生社会」実現への道をテーマに、日本障がい者 スポーツ協会常務理事高橋秀文氏を2月22日にお招きして講演会を行います。その後茶話 会では、皆様で共生社会についてお話合いのできる時間もあります。

3月1日にはJR、ペリエのご協力で3F改札口の場所を借りて、共生社会の実現に少しでも役立つようパラスポーツ体験教室を行います。会場の傍にはボッチャ体験ができる場所を設けています。千葉大学生が代表となって活動している学生団体「おりがみ」の大学生と共に、千葉市女性団体連絡会と合同でイベントを行いますので、お誘いあわせの上多くの方にお越しいただきたいと思います。

私たちが寄り添ったり協力しようと思っても、声掛けの仕方もわからない人が多いです。 急に体を触ったり引っ張ったり、良かれと思ってやったことが視覚障害者を驚かせるこ とがあるということも伺っていますので、そのようなことを学べる場を、あらゆる会議の前 後に5分、10分でも良いので設けるような取り組みを進めています。

このような勉強を一つ一つ広げたいと思って活動しているので、お力添えいただきたい と思います。

【藤井会長】

ありがとうございます。その他、何か各委員の皆様から、ご報告等ありますでしょうか。

【青木委員】

本日はお忙しい中ありがとうございます。

事務局が説明した、方向性についてご承認いただきましたので、これに基づいて、しっかり進めていきたいと思います。

資料作成やまち歩き点検でも各団体にご協力いただき、ありがとうございました。

これからは各論に入っていき、引き続き大変な作業になっていきますが、ご協力をお願いしたいと思います。

【岩井委員】

前回の協議会からこれまでの間に残念なニュースが2点ありました。

1点目は、JRで無人駅を増やしていく方向性に対して車椅子団体が困るということで交渉したが受け入れられず、有志による訴訟に発展していることです。

2点目は、情報番組で、障害者団体の方がタクシーの乗車拒否への調査を基に、バリアフリータクシーでも素通りされる割合が高いということを発言していました。

バリアフリー化のコストを誰が負担するかという問題で、事業者も収入・支出を見極めながら一生懸命進めていただいています。タクシーの乗車拒否については、どうしてそうなるかというと、障害者割引の負担が運転手個人にかかってしまうということがあり、積極的に乗せる運転手と、気づかないふりをする運転手で収入の差が生じてしまうとのことです。コストを会社全体で負担するなど、乗せた運転手個人に負担が生じないようにする必要があると感じます。

千葉市の中では、運転手に乗車拒否をしないように伝えていただきたいです。無人駅を増やす方向性は、経営の効率化、人口減の中での対策ということはあると思いますが、意見交換の場で当事者の声を聴いていただき、省力化とバリアフリー化の努力ができることは素晴らしいと思います。当事者、委員として事業者にお話ししたい部分は多々ありますが、事業者の話を伺う機会があることは素晴らしいと思っています。

事業者の皆様も負担が増えるのは憂鬱かと思いますが、高齢者が増えることはサービスが必要な人が増えること、障害者、事業者ということではなく、いずれは自分もサービスを必要とする可能性もあるという考えの中で、そういう社会がうまく回るよう効率的に人的資源を配置して、人的支援・心のバリアフリーの実現化ができるように努めていただきたいと思います。

【藤井会長】

市川市の会議でもタクシーの乗車拒否の話は出ていました。

UD タクシーは車椅子使用者を乗せるためにスロープを出すため、3.5~4.0m の幅員が必要です。事前連絡があれば準備して対応できますが、狭い道路では慣れている人で5分、慣れていなければ20分車線を閉鎖してしまうため、対応することができません。事業者側もタクシーを呼ぶ場所によっては対応できないという事情をしっかり伝える必要があります。利用者も安全に停車できる場所を認知して利用しなければならず、自治体も車椅子対応で乗車できるスポットを確保しなければなりません。このような情報を共有する必要があるというような議論が展開しました。

当事者の意見が出ると、何とかしないといけないと思いますが、当事者側にも理解してもらわなければならないこともあります。一つ一つ丁寧な声を上げていただき、千葉市ではここでは問題ないが、ここでは問題、など個別の問題に触れながら全体の底上げを図りたいと思います。その都度ご意見をいただき、団体としてどう取り組むか、他にどう伝えるか、様々な方法で検討していただきたいです。

【大石委員】

タクシーについて、運転手に障害者割引は私たちが負担しているんだよ、と言われ手帳を 出すのが怖いという人がいます。運賃の変更により、施設に来てもらう度に迎車料金がかか るようになりました。手帳を提示すると1割引きという前提で値上げに同意しましたが、手 帳を出すのが申し訳ない気がするという声が多く出ているのが事実であり、どうにかなら ないかと痛感しています。

以前は福祉タクシーを広めるために千葉市から謝礼が出ていましたが、UD タクシーの普及に伴い終了してしまったことも乗車拒否に繋がるのではないかと思っています。

【常住委員】

乗車拒否のご意見が出ましたが、実態を把握していません。

料金について、前回は消費税分、2月からは運賃の本改訂がされ、短距離は値下げ、長距離は値上げとなりました。障害者が手帳を提示すると迎車料金・運賃が1割引きになります。

2月から定額の迎車料金を申請している事業者があり、こちらは、迎車料金は1割引きになりません。割引は、運転手ではなく事業者が負担しますが、運転手の給料は歩合制のため、売り上げにシビアになるのは全国的な傾向です。とにかく、お客さんを乗せて走らなければいけないという強い意識の中で、乗降に時間のかかる車椅子使用者を敬遠する問題が発生している状況はあると思います。

2月改訂から迎車料金を取るようになったのではなく、これまでも料金は取っていましたが、一般の方にはわかりにくかったため、今回からとるようになったと感じている人も多いです。会社によって迎車料金は異なり、運賃は千葉市内では初乗り500円が一般的です。

【藤井会長】

割引をタクシードライバーが負担するのではないということを説明いただけたことで十分です。分かりやすい料金体制に変わったことを理解していただけると良いと思います。公共交通をどうスムーズに使っていくかということでは、利用者がきちんと理解することも重要であり、また、事業者側が正しい情報を伝えていくことも課せられた責務であると思います。

その他、ご意見が特にないようでしたら、すべての審議事項が終了しましたので、進行を 事務局にお返しします。

ご協力ありがとうございました。

9 閉会

【飯島課長】

最後になりますが、今年度、協議会へのご出席、事業者調査、地域懇談会、まち歩き点検 等への様々なご協力をいただき誠にありがとうございました。

この場をお借りしまして、御礼申し上げます。

また、引き続き次年度についても、協議会やまち歩き点検ワークショップ等を実施したく 思いますので、皆様方のご協力よろしくお願い申し上げます。

【事務局】

長時間のご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、「令和元年度第2回千葉市バリアフリー基本構想推進協議会」を終 了させて頂きます。

なお、次回の協議会は本年5月頃に開催する予定でおりますが、開催日程につきましては、日程が決まり次第改めてご連絡をさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。